

学校法人 行政学園 寄付行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人 行政学園 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を 茨城県水戸市笠原町978番地25 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

(1) 行政幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 行政幼稚園長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人

2 前項第1号及び第2号の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) この法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果、不整の点のあることを発見したとき、これを茨城県知事又は評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (5) この法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事に意見を述べること。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊な関係がある者が一人を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事若しくはその親族その他特殊な関係がある者又は職員(園長及び教員を含む。以下同じ。)が含まれることになってはならない。
- 3 この法人の監事は相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。但し、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決

により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、その地位について報酬を受けることができない。

(理事会)

第13条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第12項の規定による除斥のため、3分の2に達しないときはこの限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議されている事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決する。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定)

第14条 この法人の業務は、理事会で決定する。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務についてこの法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第18条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
- 2 議事録には、出席理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事全員」とあるのは「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(同意事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (6) 寄附金品の募集に関する事項
- (7) 園長の任免その他の重要な人事
- (8) 園則の変更
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 1人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(準用規定)

第24条 第8条第1項、第11条及び第12条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第25条 評議員の任期は3年とする。但し、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に繰

り入れられる財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に繰り入れられる財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由あるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産の積立金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて理事長が保管しなければならない。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料収入、入園料収入、検定料収入その他の収入をもって支弁する。

(予算)

第31条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)についても、同様とする。

(決算)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長において監事の意見を付して評議員会に報告し、その同意を得なければならない。

(財産目録の備付)

第34条 この法人の財産目録、貸借対照表及び収支決算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長が作成し、監事の意見を付して常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 茨城県知事の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては茨城県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては茨城県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属させるものとする。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て茨城県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄付行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、茨城県の認可を受けなければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、学校法人行政学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、茨城県知事認可の日（平成 年 月 日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	A
理 事	B
理 事	C
理 事	D
理 事	E
理 事	F
監 事	G
監 事	H

3 第23条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児の保護者」と読み替える。